



# 島根県報

平成29年1月6日(金)

号外第1号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第4号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	遥堪今市線	出雲市姫原町285番地先から同町215番1地先まで	前	A	メートル 8.80～20.60	出雲県土整備事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ
				A	8.80～20.60		
			後	B	8.80～50.70		
			C	8.80～16.10			
		出雲市姫原町285番地先から同町一丁目4番4地先まで					
"	大田桜江線	大田市大代町新屋1136番1地先から同1138番地先まで	前		6.25～9.45	県央県土整備事務所大田事業所	道路改良工事 拡幅
			後		9.36～20.96		
"	"	大田市大代町新屋1138番地先から同1094番1地先まで	前	A	5.86～22.59	県央県土整備事務所大田事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	5.86～22.59		
			B	15.90～67.65			

## 島根県告示第5号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村柿木786番4地先から同765番1地先まで	メートル 54.93	平成29年 1月10日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	